

Radiata Increase



FP3級
2018 年 9 月
学科
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



【第1問】 次の各文章((1)～(30))を読んで、正しいものまたは適切なものには1を、誤っているものまたは不適切なものには2を、解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(1) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーのAさんは、顧客から土地の譲渡についての相談を受け、提示された売買契約書等に基づき、譲渡所得に係る所得税額および住民税額を計算したうえで確定申告書の作成を代行した。

【答え】

税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーは、有償、無償問わずに、税理士業務を行うことができません。

●税理士法で定められている税理士業務とは？

「税務代理、代行」

「税務書類の作成」

「具体的な計算を含む税務相談」

この3つの業務です。

従って、答えは『2 ×』です。

(2) 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に支給される傷病手当金の額は、1日につき、原則として、支給開始日の属する月以前12カ月間の各月の標準報酬月額を平均額を30で除した金額に、4分の3を乗じた額である。

【答え】

傷病手当金の休業1日あたりの支給額は、
《支給開始前12ヶ月間の各月の標準月額報酬を平均した額×30日
× $\frac{2}{3}$ 》で計算されます。

傷病手当金の休業1日あたりの支給額は、標準報酬日額の3分の2です。

本問では、「4分の3を乗じた額」とありますが、正しくは「 $\frac{2}{3}$ を乗じた額」となります。

従って、答えは『2 ×』です。

(3) 国民年金の第1号被保険者によって生計を維持している配偶者で20歳以上60歳未満 の者は、国民年金の第3号被保険者となる。

【答え】

国民年金の第3号被保険者は、第2号被保険者に生計を維持されている20歳～60歳までの配偶者です。

本問の、**第1号被保険者に生計を維持されている配偶者は、第1号被保険者となります。**

《国民年金の被保険者》

国民年金は、国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、必ず加入しなければいけません。

年金制度は第1号～第三号の被保険者区分があります。

●第1号被保険者

日本国内に居住し、20歳以上60歳未満のもので、第2号、第3号被保険者出ないもの

※自営業者、学生、無職など

●第2号被保険者

厚生年金の被保険者で原則65歳未満の者

※会社員、公務員など

●第3号被保険者

第二号被保険者によって生計を維持されている配偶者

※専業主婦、パート勤めの配偶者など

従って、答えは『2 ×』です。

(4) 国民年金の付加年金の額は、400円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額である。

【答え】

付加年金の付加保険料は、月額400円です。

国民年金保険料に上乗せして納付することで、将来の受給する老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金の額は、200円に保険料納付済期間の月数に乗じて得た額となります。

従って、答えは『2 ×』です。

(5) 住宅ローンの一部繰上げ返済には、一般に、毎月の返済額を変更せずに残りの返済 期間を短くする期間短縮型と、返済期間を変更せずに毎月の返済額を減額する返済額 軽減型がある。

【答え】

住宅ローンの一部繰上げ返済方法は2種類あります。

●期間短縮型

毎月の返済額等はずえに、返済期間を短縮する。
短縮された期間に支払う予定の利息が軽減されます。

●返済額軽減型

返済期間はずえに、毎月の返済額を軽減する。

本問は、正しい記述となります。

従って、答えは『1 ○』です。

(6) 定期保険特約付終身保険の保険料の払込みを中止して、払済終身保険に変更した場合、元契約に付加していた入院特約等の各種特約はそのまま継続する。

【答え】

払済保険とは、現在契約している生命保険の以後の保険料の払込みを中止し、その時点の解約返戻金を元に、「保証期間を変えずに、保証金額を少ない」同種類の保険に変更することで満期までに保証を受けられます。

しかし、元の契約に付帯していた特約は、新しい契約に変更した場合、**特約は消滅**します。

従って、答えは『2 ×』です。

(7) 定額個人年金保険(保証期間付終身年金)では、保証期間中については被保険者の 生死にかかわらず年金を受け取ることができ、保証期間経過後については被保険者が 生存している限り年金を受け取ることができる。

【答え】

保証期間付終身年金は、保証期間中は生死に関係なく保証期間後は生存している限り、年金が受け取れる。

従って、答えは『1 ○』です。

(8) 契約者(=保険料負担者)を法人、被保険者を役員および従業員全員、死亡保険金受取人を従業員の遺族、満期保険金受取人を法人とする養老保険に加入することにより、法人は、その支払った保険料の全額を福利厚生費として損金の額に算入すること ができる。

【答え】

・1/2 養老保険(ハーフタックスプラン)

養老保険のうち、下段の場合は契約者を法人、被保険者を役員・従業員、普遍的加入(加入者の公平性)を条件に、福利厚生型保険として2分の1損金計上が認められています。

※死亡保険金と満期保険金は同じ貯蓄性保険です。

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上
従業員・役員の遺族	法人	1/2資産計上 1/2損金計上

本問では、「支払った保険料を全額損金に算入できる」とありますが、支払保険料の2分の1が福利厚生費として、損金算入され、残りの2分の1が保険料積立金として資産計上されます。

従って、答えは『2 ×』です。

(9) 失火で隣家を全焼させ、失火者に重大な過失が認められない場合、「失火の責任に関する法律」により、失火者は隣家の所有者に対して、隣家の全焼について損害賠償責任を負わない。

【答え】

失火責任法では、故意や重大な過失があった時を除いて、失火者が隣家を全焼させても、隣家に対して、損害賠償責任が生じません。

従って、答えは『1 ○』です。

※備考

賃貸住宅などの場合、借家人が借家を消失させた場合は、故意や重大な過失がなくても、家主に対して、損害賠償責任を負います。

(10) がん保険の入院給付金は、通常、1回の入院および通算の支払限度日数が定められている。

【答え】

がん保険の入院給付金は、支払日数に制限はありません。

がんは再発・転移を繰り返すことが多い病気のため、その都度かかる費用支払いに対応するため、支払日数に制限はありません。

従って、答えは『2 ×』です。

(11) 日本銀行の金融市場調節の主な手段の1つである公開市場操作において、日本銀行が国債の買入れを行えば、市中に出回る資金量は増加する。

【答え】

公開市場操作とは、日本銀行が短期金融市場で、国債や手形などの売買を行い、金融市場に流通される通貨量を調整することを言います。公開市場操作に、買いオペレーションと売りオペレーションがあります。本問において、「日本銀行が国債の買入れを行えば」とは、買いオペレーションのことです。

●買いオペレーション

日本銀行が、債券などを買うことにより、金融市場へ資金を供給することで、市場に出回る資金量を増やすことです。
市場が資金不足(景気低迷時)の時に、資金供給量を増やすことで、金利を下げる効果があります。(金融緩和)

●売るオペレーション

日本銀行が、債券などを売ることにより、金融市場から資金を受け取ることで、市場に出回る資金量を減らすことです。
市場に供給されている資金量が多い(景気過熱時)時に、資金を減らすことにより金利を上げる効果があります。(金融引き締め)

従って、答えは『1 ○』です。

(12) 東京証券取引所に上場されている上場投資信託(ETF)には、日本株、債券、外国株などの指標に連動する銘柄がある。

【答え】

上場投資信託(ETF)は、TOPIX や日経平均等の日本の株価指数に連動する以外にも下記の通りたくさんあります。

・外国株式

先進国株式(NY ダウ 30 種 ETF、外国株式 ETF 等) 新興国株式(ブラジル、南アフリカに連動する ETF 等)

・債券

国内外の債券指数、新興国債券等

・REIT(不動産投資信託)

東証 REIT 指数、外国 REIT 等

・コモディティ

金、原油、農産物、プラチナ等の商品指数等の指標に連動する 銘柄

※連動するとは？

投資信託のインデックス運用では、ベンチマーク(日経平均など)と、同じ動きになるように運用されることです。

従って、答えは『1 ○』です。

(13) 債券の信用格付がトリプルB格相当以下である場合、一般に、投機的格付とされる。

【答え】

●格付けは「AAA」や「D」などのアルファベットで表す。

AAA→信用リスクが最も低い、安全とされる債券。

AA

A

BBB

《投資適格》

↑ ↑ ↑

↓ ↓ ↓

《投機的・投資不適格》

BB

B

CCC

CC

C

D→信用リスクが高い、利払いや償還が約束通りに行われない
デフォルトリスク(債務不履行リスク)がある。

トリプルB(BBB)は一般的に投資適格と評価されて、ダブルB(BB)以下投機的、または投資不適格と評価されます。

本問では、「トリプルB(BBB)以下は投機的」と、説明されていますので、不適切となります。

従って、答えは『2 ×』です。

(14) オプション取引において、将来の一定期日または一定期間内に、株式などの原資産を特定の価格(権利行使価格)で買う権利のことを、プット・オプションという。

【答え】

オプション取引とは、予め決められた期日(満期日)または、期間内に、予め決めた価格(権利行使価格)で、買うことができる権利(コール・オプション)または**売ることができる権利(プット・オプション)**といい、買う権利または売る権利を売買する取引をオプション取引と言います。

本問では、「買う権利のことを、プット・オプションという」と説明されていますが、正しくは**売ることができる権利をプット・オプション**と言います。

従って、答えは『2 ×』です。

(15) 追加型の国内公募株式投資信託の収益分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は 非課税となる。

【答え】

投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」の2つで構成されています。

●普通分配金

運用により生じた収益から支払われる利益

→課税

●元本払戻金(特別分配金)

投資した元本が一部払い戻されるもの(利益ではない)

→非課税

従って、答えは『1 ○』です。

(16) 所得税において、自己の生活の用に供する家具や衣服(1個または1組の価額が30 万円を超える貴金属、美術工芸品等には該当しない)を譲渡したことによる所得は、非課税所得とされる。

【答え】

所得税において、**生活用動産**(家具、衣類など)の譲渡による所得は**非課税**とされます。

ただし、貴金属や宝石などで、1個または1組の価格が**30万円を超えるもの**の譲渡による所得は課税されます。

従って、答えは『1 ○』です。

(17) 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために直接支出した金額の合計額を控除し、その残額から特別控除額(最高50万円)を控除した金額であり、その金額が総所得金額に算入される。

【答え】

●一時所得の計算式

総収入金額-支出金額-特別控除額(最高50万円)

なお、総所得金額を計算する際には、一時所得から2分の1を合算します。

本問では、2分の1の計算が抜けているので、不適切となります。

従って、答えは『2 ×』です。

(18) 公的年金等に係る雑所得の金額は、「(その年中の公的年金等の収入金額－公的年金等控除額) × 1/2」の算式により計算される。

【答え】

公的年金等に係る雑所得の金額は、「公的年金等の収入金額-公的年金等控除」の計算式で算出します。

本問では、計算式に『1/2』とありますので、不適切となります。

従って、答えは『2 ×』です。

(19) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)に係るスイッチOTC医薬品の購入費(特定一般用医薬品等購入費)を支払った場合、所定の要件を満たせば、通常の医療費控除との選択により、最高10万円の医療費控除の適用を受けることができる。

【答え】

セルフメディケーション税制(医療控除の特例)は、健康増進や病気予防への取り組みを行う個人が、納税者本人または、生計を一にする配偶者や親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を支払った場合、その年中に支払った額が12,000円を超える部分が所得控除の対象となり、上限88,000円となります。

従って、答えは『2 ×』です。

(20) 平成30年分の所得税において、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、当該納税者は配偶者控除の適用を受けることはできない。

【答え】

配偶者控除は生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用されます。

従って、答えは『1 ○』です。

(21) 不動産の登記事項証明書の交付請求ができる者は、対象不動産の所有者に限られる。

【答え】

登記事項証明書とは、法務局(登記所)の登記簿に登録されている情報が記載されており、コンピュータで処理したデータを専用用紙に印刷した形式です。

法務局(登記所)で交付申請すれば、誰でも記載事項を確認できます。

従って、答えは『2 ×』です。

(22) 民法の規定によれば、不動産の売買契約において、売買の目的物に隠れた瑕疵があり、買主が売主の瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求をする場合、買主は、その瑕疵がある事実を知った時から2年以内に当該権利を行使しなければならない。

【答え】

瑕疵担保責任とは、売買の対象物である、不動産に隠れた瑕疵があった場合、**売主はその瑕疵に過失がなかったとしても、責任を負わなければならない。**

売買の目的物に隠れた瑕疵があり、買主が売主の瑕疵担保責任に基づく、損害賠償の請求をする場合、**買主はその瑕疵がある事実を知った時から、1年以内**に当該権利を行使しなければならない。

従って、答えは『2 ×』です。

(23) 借地借家法の規定では、定期建物賃貸借契約(定期借家契約)において、貸主に正当の事由があると認められる場合でなければ、貸主は、借主からの契約の更新の請求を拒むことができないとされている。

【答え】

	普通借家権 (建物賃貸借権契約)	定期借家権 (定期建物賃貸借権契約)
契約の締結	制限なし(口頭・書面どちらでも契約できる。)	書面で契約(公正証書でなくても可能)
契約の存続期間	1年以上。 1年未満の契約は「期間の定めのない賃借権」とみなされる。	契約で定めた期間。 1年未満の契約でも契約期間と認められる。
更新	自動更新	更新されず終了 ※貸主の正当事由は不要
解約の条件	期間終了によって契約も終了。借主が存続を希望した場合、貸主から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、貸主に正当な事由がない限りできません。	契約期間が1年以上の場合、貸主は期間終了の1年～6ヶ月前の間に期間満了で終了する旨を通知しなければならない。 もし通知をしなければ契約終了を借主に対抗できない。

定期借家契約は、契約が定めた期間が満了した場合、契約は更新されずに終了します。

本問の説明は、普通借家契約の説明となります。

従って、答えは『2 ×』です。

(24) 不動産取得税は、生前贈与により不動産を取得したときには課されない。

【答え】

相続により、不動産を取得した場合は、不動産取得税は課されませんが、贈与や、購入、新築、増改築などにより、不動産を取得した場合は**不動産取得税が課税されます**。

従って、答えは『2 ×』です。

(25) 譲渡した日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合、当該譲渡による譲渡所得については、長期譲渡所得に区分される。

【答え】

短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日時点の所得期間が5年以内であるもの	税率 39% ※1 (所得税 30%・住民税 9%)
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日時点の所得期間が5年を超えるもの	税率 20% ※2 (所得税 15%・住民税 5%)

譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える場合、長期譲渡所得に区分されます。

従って、答えは『1 ○』です。

(26) 相続において、実子と養子または嫡出子と嫡出でない子の区別によって、相続人の順位に違いはない。

【答え】

嫡出子とは、正式な婚姻関係のもと生まれた子をいいます。婚姻関係のないまま生まれた子を非嫡出子といいます。

非嫡出子は被相続人が男性の場合は「認知」が必要です。

両者とも同順位の相続人・同等の法定相続分となります。

(平成25年9月5日以降開始の相続から適応)

従って、答えは『1 ○』です。

(27) 相続税の課税価格の計算上、相続人が負担した葬式の際の香典返戻費用は、相続財産の価額から控除することができる。

【答え】

相続の債務控除とは、被相続人が残した債務(借入金など)は相続財産から、控除することができます。

	控除できる	控除できない
債務	・金融機関からの借入金 ・未払いの医療費 ・未払いの税金 ・水道光熱費などの公共料金等の未払い	・墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金
葬式費用	・通夜・葬式・火葬・納骨費用	・香典返戻費用 ・法要費用

香典返戻費用は控除できません。

従って、答えは『2 ×』です。

(28) 相続税は、相続税の申告書の提出期限までに金銭により一時に納付することが原則であるが、所定の要件を満たせば、延納による納付方法も認められる。

【答え】

延納とは、納期限までに金銭一括納付が困難で、**10万円**を超える場合に、納税猶予期間として延納があります。

延納期間は**最長5年間**で分割での納付も可能です。

ただし、延納税額に納期限の翌日から利子税が加算されます。

『要件』

- ・納税する税務署長に申告書を提出
- ・担保を提供(延納が100万円以下、かつ、延納期間が3年以内であれば担保の必要はありません。)

担保は贈与財産以外の自己の固有財産でも可能。

従って、答えは『1 ○』です。

(29) 生命保険契約において、契約者(=保険料負担者)および被保険者がAさん、死亡 保険金受取人がAさんの配偶者Bさんである場合、Aさんの死亡によりBさんが受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

【答え】

生命保険契約において、契約者、被保険者および保険金受取人の組合せにより課税関係が変わります。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	・所得税 ・住民税 ・一時所得
A	B	C	贈与税

「契約者Aさん・被保険者Aさん・保険金受取人Bさん」の場合は相続税の課税対象となります。

従って、答えは『1 ○』です。

(30) 宅地が「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における特定居住用宅地等に該当する場合、宅地のうち400㎡までを限度面積として、評価額の80%相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができる。

【答え】

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
	特定事業用宅地	400㎡	80%
事業用	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

※特定居住用宅地と特定事業用宅地を併用する場合、合計730㎡まで適用可能。

本問では、特定居住用宅地について問われています。
特定居住用宅地は、限度面積330㎡、減額割合80%です。

従って、答えは『2 ×』です。

【第2問】 次の各文章((31)~(60))の()内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)~3)のなかから選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(31) Aさん(50歳)は、現在から10年間、毎年一定額を積み立てて、老後資金として1,000 万円を準備したいと考えている。この場合、必要となる毎年の積立金額は() である。なお、毎年の積立金は、利率(年率)2%で複利運用されるものとし、計算 にあたっては下記の〈資料〉を利用するものとする。

〈資料〉利率(年率)2%・期間 10 年の各種係数

現価係数	減債基金係数	資本回収係数
0.8203	0.0913	0.1113

1. 748,934 円

2. 820,300 円

3. 913,000 円

【答え】

一定期間後に一定額を用意するために「**毎年の積立額**」を求める係数は、減債基金係数を使用します。

$$1,000\text{万円} \times 0.0913 = 913,000\text{円}$$

従って、答えは『3』です。

※補足

●現価係数

一定利率の複利運用で、一定期間後に将来の目標金額に達するために必要な元本を求める

●資本回収係数

現在の一定額を一定期間で取り崩した場合の毎年の受取額を求めます。

(32) 雇用保険の育児休業給付金の額は、育児休業を開始した日から育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して180日に達するまでの間は、1支給単位期間当たり、原則として休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の()相当額となる。

1. 33%

2. 67%

3. 75%

【答え】

雇用保険の育児休業給付金の額は、休業開始から180日までは支給対象期間(1ヶ月)あたり、原則として、
『育児休業開始時賃金日数×支給日数(通常30日)×67%(育児休業開始から6ヶ月経過後は50%)』相当額です。

従って、答えは『2』です。

(33) 厚生年金保険の被保険者期間が原則として()以上ある夫が65歳から老齢厚生年金を受給する場合、夫と生計維持関係にある65歳未満の妻が所定の要件を満たしていれば、妻が65歳になるまでの間、夫の老齢厚生年金には配偶者の加給年金額が加算される。

1. 10 年

2. 15 年

3. 20 年

【答え】

加給年金は、厚生年金の被保険者期間が20年(240ヶ月)以上あり、65歳到達時点で、その人によって生計を維持されている下記の、配偶者または子がいる場合、老齢厚生年金に既定額が加算されます。

・65歳未満の配偶者

・18歳到達年度の末日までの間の子(18歳になって最初の3月31日)
もしくは、20歳未満で障害者等級1級または2級の未婚の子

従って、答えは『3』です。

(34) 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の支給に係る妻の年齢要件は、夫の死亡の当時、子のない妻の場合、()である。

1. 40 歳以上 65 歳未満
2. 40 歳以上 70 歳未満
3. 45 歳以上 65 歳未満

【答え】

中高齢寡婦加算は、夫の死亡時に、遺族厚生年金が支給されない、子のいない妻に対して、遺族厚生年金の加算給付制度です。

夫の死亡時に、**40歳以上65歳未満**の子のない妻、または、子があっても40歳以上65歳未満で遺族厚生年金を受け取ることができない妻に対して、遺族厚生年金に一定額が加算されます。

従って、答えは『1』です。

(35) 貸金業法の総量規制により、個人が貸金業者による個人向け貸付を利用する場合、原則として、年収の()を超える借入れはできない。

1. 2分の1

2. 3分の1

3. 5分の2

【答え】

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

借り過ぎ、貸し過ぎ防止のため、総量規制が設けられており借入残高が年収の**3分の1**を超える場合、新規の借入はできません。

従って、答えは『2』です。

(36) 保険業法で定められた保険会社の健全性を示す(1)は、保険金等の支払余力をどの程度有するかを示す指標であり、この値が(2)を下回った場合、監督当局による早期是正措置の対象となる。

1. (1)自己資本比率 (2)100%

2. (1)ソルベンシー・マージン比率 (2)200%

3. (1)ソルベンシー・マージン比率 (2)300%

【答え】

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株の大暴落など通常予測できないリスクが発生した場合に、保険会社に対応できるかどうか、保険会社の財務健全性を判断する指標です。

数値が高いほど安全性が高いとされ、200%以上は健全性が高い目安となります。

200%を下回ると、金融庁から経営の健全性の回復を図るために、早期是正措置が発動されます。

従って、答えは『2』です。

(37) 定期保険特約付終身保険では、定期保険特約の保険金額を同額で自動更新すると、更新後の保険料は、通常、更新前()。

1. よりも安くなる
2. と変わらない
3. よりも高くなる

【答え】

定期保険特約付終身保険(更新型)は、更新時に年齢によって保険料が計算され、**年齢が高くなると死亡リスクは高くなるので、保険料も高くなります。**

従って、答えは『3』です。

(38) 所得税における介護医療保険料控除(介護医療保険料に係る生命保険料控除)の控除額の上限は、()である。

1. 4万円
2. 5万円
3. 12 万円

【答え】

生命保険料控除は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除、それぞれ最高4万円が控除額の上限です。

従って、答えは『1』です。

(39) 地震保険の保険金額は、火災保険等の保険金額の一定範囲内で設定するが、居住用建物については(1)万円、生活用動産については(2)万円が上限となる。

1. (1)1,000 (2)200

2. (1)3,000 (2)500

3. (1)5,000 (2)1,000

【答え】

地震保険は、単独では加入できず、火災保険とセットで加入する必要があります。

地震保険金額は、建物または家財ごとに火災保険の保険金額の30～50%の範囲で設定します。

ただし、**居住用建物5,000万円、家財1,000万円**を上限とされています。

従って、答えは『3』です。

(40) 自動車損害賠償責任保険において、被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、死亡の場合で(1)万円、傷害の場合で(2)万円である。

1. (1)2,000 (2)100

2. (1)3,000 (2)200

3. (1)3,000 (2)120

【答え】

自動車損害賠償責任保険において、被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、死亡の場合は最高3,000万円、傷害で最高120万円となります。

●補償金額

死亡事故・・・最高3,000万円

傷害事故・・・最高120万円

後遺障害・・・75万円～4,000万円

従って、答えは『3』です。

(41) 投資信託の運用管理費用(信託報酬)は、信託財産から差し引かれる費用であり、()が間接的に負担する。

1. 販売会社
2. 受益者(投資家)
3. 投資信託委託会社

【答え】

投資信託の受益者(投資家)が負担する手数料は「購入時手数料」「運用管理費用(信託報酬)」「信託財産留保額」の3つがあります。

運用管理費用(信託報酬)は、投資家が投資信託を保有している間、払い続ける手数料のことです。

従って、答えは『2』です。

(42) ()は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式の全銘柄を対象とした株価指数である。

1. 日経平均株価
2. 東証株価指数(TOPIX)
3. 東証マザーズ株価指数

【答え】

●東証株価指数(TIPIX)

東京証券取引所上場1部に上場している全銘柄の合計時価総額を対象とした株価指数です。

●日経平均株価(日経225)

東京証券取引所上場1部に上場している株式のうち225銘柄の株価合計を銘柄数で割った修正平均の株価指数

●東証マザーズ株価指数

東証マザーズに上場している全銘柄を対象とした株価指数。

本問は、東証株価指数(TOPIX)の説明として適切です。

従って、答えは『2』です。

(43) 下記の〈X社のデータ〉に基づいて計算したX社株式の株価収益率(PER)は(1)、配当利回りは(2)である。

〈X社のデータ〉

株価	400円
1株当たり配当金	20円
1株当たり純利益	40円
1株当たり純資産	360円

1. (1)10 倍 (2)5%
2. (1)10 倍 (2)50%
3. (1)20 倍 (2)10%

【答え】

●株価収益率(PER)

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標

《計算式》

PER=株価÷1株当たり当期純利益(EPS)

EPS=当期純利益÷発行済株式数

X社のPER=400円÷40円=10倍

●配当利回り

株価に対して1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値

《計算式》

配当利回り=1株当たり年間配当金÷株価×100

X社の配当利回り=20円÷400円×100=5%

(1)10倍 (2)5%

従って、答えは『1』です。

(44) 2資産で構成されるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が(1)である場合、両資産が(2)値動きをするため、理論上、分散投資によるリスク低減効果が得られない。

1. (1)−1 (2)逆の

2. (1)0 (2)同じ

3. (1)+1 (2)同じ

【答え】

●相関係数とは、2つの資産の関係を示す数値です。
1から−1までの数値で表されます。

『+1』に近いほど動きが似ていることになる。

『0』だと値動きは無関係

『−1』に近いほど反対の動きに近いこととなる。

つまり異なる2つの資産から、2資産間の相関係数が『−1』に近づくほど、分散効果(リスク低減効果)は得られます。

※『0』でも分散効果が得られます。

本問では、「リスク低減効果が得られない」場合を問われていますので、『+1』である場合、両資産が『同じ』動きの場合、リスク低減効果が得られません。

従って、答えは『3』です。

(45) 日本投資者保護基金は、会員である金融商品取引業者が破綻やそれ以外の財政的な 困難のために、分別管理の義務に違反したことによって、一般顧客から預託を受けて いた有価証券・金銭を返還することができない場合、一般顧客1人につき() を上限に金銭による補償を行う。

1. 1,000 万円

2. 2,000 万円

3. 1億円

【答え】

日本投資者保護基金は、投資者を保護するために設立された法人で、証券会社の破綻時に分別管理を怠っていた場合など顧客へ資産を返還できない場合、顧客1人当たり1,000万円を上限として補償します。

従って、答えは『1』です。

(46) 個人が平成30年中に内国法人X社(上場会社)から株式の配当金(当該個人は発行 済株式総数の3%以上を有する大口株主ではない)を受け、その配当の金額に対して 所得税および復興特別所得税・住民税が源泉(特別)徴収される場合の税率は、合計 ()である。

1. 10.147%

2. 20.315%

3. 20.42%

【答え】

上場株式の配当金は、総合課税の対象で、**20.315%**(所得税20%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の税率により源泉徴収が行われます。

従って、答えは『2』です。

(47) 定年退職により退職金を受け取ったことによる退職所得の金額の計算上、収入金額 から控除する退職所得控除額は、勤続年数が20年以下である場合、勤続年数に() を乗じて計算する。なお、計算した金額が80万円に満たない場合には、80万円となる。

1. 20 万円

2. 40 万円

3. 60 万円

【答え】

退職所得控除は勤続年数によって計算式が異なります。

・勤続年数20年以下の場合

40万円×勤続年数(最低80万円)

・勤続年数20年以上の場合

800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※1年未満は切り上げて計算

本問では、勤続年数が20年以下の場合ですので、40万円に乗じて計算されます。

従って、答えは『2』です。

(48) Aさんの平成30年分の各種所得の金額が下記の〈資料〉のとおりであった場合、損益通算後の総所得金額は()となる。なお、各種所得の金額に付されている「▲」は、その所得に損失が生じていることを表すものとする。

〈資料〉Aさんの平成30年分の各種所得の金額

不動産所得の金額	800万円
雑所得の金額	▲50万円
事業所得の金額(株式等に係るものを除く)	▲100万円

1. 700 万円

2. 750 万円

3. 800 万円

【答え】

損益通算とは、所得税額を計算する際に、「不動産所得」「事業所得」「山林所得」「譲渡所得」の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得金額から控除することをいいます。

●4つの損益通算できる損失の覚え方

不・事・山・譲(ふじさんじょう 富士山上)

4つの所得の頭文字を語呂で覚える方法です。

●損益通算の対象とならないもの

不動産所得

- ・土地取得のための借入金の利子(建物はOK)

譲渡所得

- ・生活に通常必要でない資産の譲渡によって生じた損失
(別荘・クルーザー・30万円を超える貴金属等・ゴルフ会員権)

- ・土地・建物等の譲渡損失

(ただし自分の住む家など、特定の居住用財産の譲渡損失は損益通算できる特例があります)

- ・株式等の譲渡損失

(上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能)

本問の場合、雑所得と事業所得が発生していますが、不動産所得の金額800万円と損益通算できるのは、事業所得の損失100万円のみとなります。

雑所得は損益通算できません。

損益通算できるのは不・事・山・譲(富士山上)の4つです。

総所得金額=不動産所得金額800万円-事業所得の損失100万円=700万円

従って、答えは『1』です。

(49) 確定拠出年金の個人型年金の掛金を支払った場合、その支払った金額は、() として所得控除の対象となる。

1. 生命保険料控除
2. 社会保険料控除
3. 小規模企業共済等掛金控除

【答え】

確定拠出年金の個人型年金の掛け金を支払った場合、その支払った全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除されます。

従って、答えは『3』です。

(50) 年末調整の対象となる給与所得者は、年末調整の際に、所定の書類を勤務先に提出 することにより、()の適用を受けることができる。

1. 寄附金控除
2. 生命保険料控除
3. 雑損控除

【答え】

給与所得者は年末調整により、適正な税額の計算が行われる確定申告は不要ですが、医療費控除や寄附金控除、雑損控除は年末調整では計算されないので、確定申告する必要があります。

生命保険料控除や地震保険料控除等は証明書を添付するなどの要件を満たすことで年末調整の対象となりますので、確定申告は不要です。

従って、答えは『2』です。

(51) 宅地建物取引業法に規定される宅地または建物の売買の媒介契約のうち、() では、依頼者は他の宅地建物取引業者に重ねて媒介の依頼をすることができる。

1. 一般媒介契約
2. 専任媒介契約
3. 専属専任媒介契約

【答え】

●媒介契約

不動産業者に仲介を依頼するにあたり、依頼者と不動産業者の間に結ばれる契約のこと。宅地建物取引業者は、媒介契約を結んだ場合、遅滞なく媒介契約を作成して、記名押印して、依頼者にこれを交付しなければならない。

・媒介契約は3種類(この部分が特に試験に出ます。)

		一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
依頼主側業者側	複数社と契約			
	自己発見取引			
	依頼者への業務報告義務	なし	2週間に1回以上	1週間に1回以上
	指定流通機構への登録義務	なし	契約日から7日以内	契約日から3日以内
	契約の有効期限	規制なし	3ヶ月以内	3ヶ月以内

依頼者が他の宅地建物取引業者と重ねて、複数社と契約依することができるのは、**一般媒介契約のみ**です。

従って、答えは『1』です。

(52) 建築物が防火地域および準防火地域にわたる場合においては、原則として、その全部について()内の建築物に関する規定が適用される。

1. 防火地域
2. 準防火地域
3. 敷地の過半が属する地域

【答え】

2つ以上の地域にまたがって建物を建てた場合、最も厳しい地域の規制が適用されます。

未指定地域→準防火地域→防火地域の順で厳しくなります。

従って、答えは『1』です。

(53) 建物の区分所有等に関する法律の規定によれば、集会においては、区分所有者および議決権の各()以上の多数により、建物を取り壊し、その敷地上に新たに建物を建築する旨の決議をすることができる。

1. 3分の2

2. 4分の3

3. 5分の4

【答え】

集会の招集	1/5以上
一般的事項	過半数の賛成
規約の設定、変更、廃止など	4分の3以上の賛成
建替え	5分の4以上の賛成

区分所有法の規定では、建替えを目的とする集会においてく区分所有者および議決権の各5分の4以上の賛成があれば、建物を取り壊し、新たに建物を建築することが可能となります。

従って、答えは『3』です。

(54) 土地・家屋に係る固定資産税の課税標準となる価格は、原則として、()ごとの基準年度において評価替えが行われる。

1. 2年

2. 3年

3. 5年

【答え】

●固定資産税評価額

固定資産税や不動産取得税などの計算のもととなる評価額

決定期間

市町村

基準日

毎年1月1日(3年に一度評価替え)

発表時期

3月または4月

価格水準

70%

※価格水準は、公示価格を100%とした時の水準。

固定資産税評価額は、3年ごとに見直され、市町村が決定します。

従って、答えは『2』です。

(55)「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受けた場合、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失の金額について繰越控除が認められるのは、譲渡の年の翌年以後、最長で()以内である。

1. 3年

2. 5年

3. 10 年

【答え】

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例は、他の所得と損益通算して控除しきれなかった譲渡損失は、翌年以後、最長で**3年間**繰越控除ができます。

従って、答えは『1』です。

(56) 死因贈与により受贈者が取得した財産は、課税の対象とならない財産を除き、()の課税対象となる。

1. 相続税

2. 贈与税

3. 所得税

【答え】

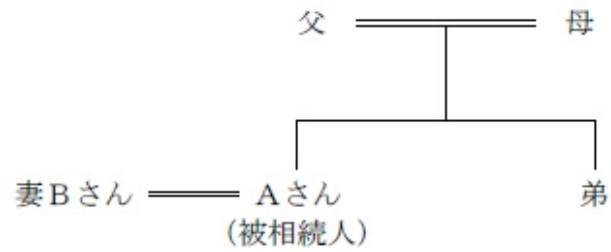
死因贈与とは「私が死んだら、この土地をあげる」など、契約を生前に交わした場合の贈与で、贈与者の死亡により、効力が発生する贈与です。

- ・贈与者は、遺言で撤回できます。
- ・贈与者より受贈者の死亡が早い場合は効力を失います。
- ・死因贈与により財産を取得したものは、**相続税の課税対象**となります。

従って、答えは『1』です。

(57) 下記の〈親族関係図〉において、Aさんの相続における妻Bさんの法定相続分は、()である。

〈親族関係図〉



1. 2分の1

2. 3分の2

3. 4分の3

【答え】

[法定相続人の順位]

・配偶者は常に相続人

・第1順位: **子**

→子が亡くなっていた場合は、孫、ひ孫

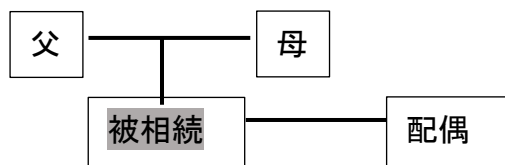
・第2順位: **直系尊属**(父母・祖父母)

→父母が亡くなっていた場合は、祖父母

・第3順位: **兄弟姉妹**

→兄弟がなくなっていた場合は、甥(おい)、姪(めい)

●相続人が配偶者と直系尊属の場合



・配偶者=**2/3**

・父1/6・母1/6=**1/3**

本問では上記の場合になります。

配偶者は2/3、父母は1/3となります。

従って、答えは『2』です。

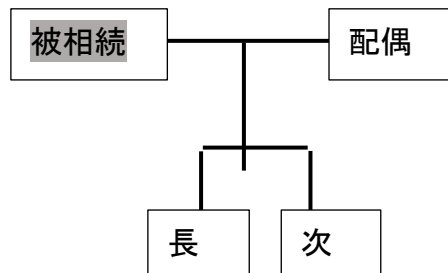
(58) 遺留分算定の基礎となる財産の価額が1億2,000万円で、相続人が被相続人の妻、長女、二女の合計3人である場合、妻の遺留分の金額は()となる。

1. 2,000 万円

2. 3,000 万円

3. 6,000 万円

【答え】



遺留分権利者が
直系尊属のみの場合

遺留分=
被相続人の財産 $\times$ $1/3$

遺留分権利者が
直系尊属以外の場合

遺留分=
被相続人の財産 $\times$ $1/2$

本問では遺留分権利者は妻と子になりますので、直系尊属以外の場合、遺留分は被相続人の財産の2分の1となります。

〔法定相続分の計算〕

妻=1億2,000万円 $\times$ $1/2$ = 6,000万円

長女=1億2,000万円 $\times$ $1/2 \times 1/2$ = 3,000万円

次女=1億2,000万円 $\times$ $1/2 \times 1/2$ = 3,000万円

〔遺留分の計算〕

妻=6,000万円 $\times$ $1/2$ = 3,000万円

長女=3,000万円 $\times$ $1/2$ = 1,500万円

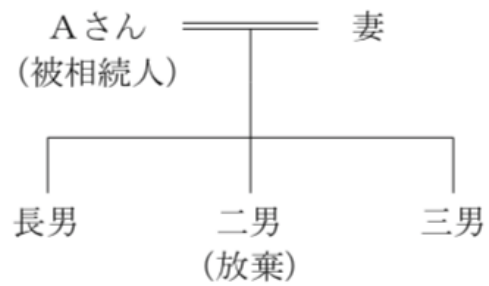
次女=3,000万円 $\times$ $1/2$ = 1,500万円

妻の遺留分の金額は3,000万円となります。

従って、答えは『2』です。

(59) 下記の〈親族関係図〉において、Aさんの相続における相続税額の計算上、遺産に係る基礎控除額は()である。なお、二男は相続の放棄をするものとする。

〈親族関係図〉



1. 4,800 万円
2. 5,400 万円
3. 8,000 万円

【答え】

[計算式]

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数

二男が放棄をしていますが、相続税の計算上、放棄した人もその放棄がなかったものとして法定相続人の数に含めます。

本問では、法定相続人は配偶者・子3人の合計4人です。

式に当てはめて計算します。

3000万円+600万円×4人=5,400万円

従って、答えは『2』です。

(60) 貸家の用に供されている家屋の相続税評価額は、()の算式により算出される。

1. 家屋の固定資産税評価額 $\times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$
2. 家屋の固定資産税評価額 $\times (1 - \text{借地権割合} \times \text{賃貸割合})$
3. 家屋の固定資産税評価額 $\times (1 - \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$

【答え】

アパート等の貸家の用に供されている家屋の相続税評価額は、以下の計算式により算出されます。

《計算式》

貸家の評価額=家屋の固定資産税評価額×(1-借家権割合×賃貸割合)

従って、答えは『3』です。

-(終)-

